

J A C 亀山における指導に関する倫理等規程

（目 的）

第1条 この規程は、J A C 亀山に所属する指導者（以下「指導者」という。）の指導上の倫理に関する必要事項を定め、本クラブの目的や事業遂行の適正かつ公平な運営を図り、もって本クラブ会員の育成及び本クラブの社会的な信頼を得ることを目的とする。

（基本的責務）

第2条 指導者は、本クラブ会則第2条に規定する「目的」を達成するため、その職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

（遵守事項）

第3条 指導者は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）、差別等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 指導者は、個人を尊重し、プライバシーに配慮しなければならない。

3 指導者は、日常の生活において公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 指導者は、公金の経理処理に関しては適正に処理し、他の目的へ流用や不正があってはならない。

5 指導者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本クラブの指導者として責任ある行動をとらなければならない。

第4条 この規程の実施に関して必要な事項は、本クラブ会則第6条に規定する「会議」における運営委員会の承認を得て別に定める。

<附則>

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。